

# ス　ト　ー　カ　ー　総　合　対　策　施　策　一　覧

令和4年5月31日現在

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
				①	ストーカー事案を担当する警察官等の体制を整備する。	警察庁	○生活安全局人身安全・少年課 ○刑事局捜査第一課	i 事業の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。	引き続き、ストーカー事案を含む人身安全関連事案に的確に対応するための体制強化を図る。
				②	研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図る。	警察庁	○長官官房教養厚生課 ○生活安全局人身安全・少年課 ○生活安全局人身安全・少年課	i 令和4年度において、ストーカー担当者の研修に係る経費(約6百万円)を措置し、同研修を開催予定である。 ii ストーカー規制法の改正内容を踏まえた教養資料を作成し、都道府県警察に配布予定である。	引き続き、研修等により専門的能力の向上を図る。
				③	被害者の状況、要望に応じて女性警察官による対応ができる体制の整備を促進する。	警察庁	○生活安全局生活安全企画課(地域警察指導室) ○長官官房人事課	i 交番等において、女性警察官等による対応ができる体制の確保を推進している。 ii 令和2年12月、各都道府県警察に発出した「女性警察官が一層活躍するための職場環境の整備等について(通達)」に基づき、女性警察官の採用・登用等に力を入れている。	引き続き、女性警察官等による対応ができる体制の確保を図る。 引き続き、女性警察官の採用拡大に努めるとともに、配置の拡充を図る。
				④	婦人相談所、男女共同参画センター等において、ストーカー被害に関する相談に対し、事業に応じ、適切かつ効果的な支援を行うため、研修等の内容の充実を図る。	内閣府 厚生労働省	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○子ども家庭局家庭福祉課	i 前回のフォローアップ取りまとめ以降継続して、ストーカー被害に関する相談に対し、事業に応じ、適切かつ効果的な支援を行うため、「官官・官民連携促進事業」により、自治体の相談員等に対して、研修を行っている。 ii 男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会において、ストーカー行為等、女性に対する暴力に関する対策についての情報提供を行っている。 i 令和3年10月に行われた、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、ストーカー対策における警察庁の取組に関する講義を実施した。	引き続き、研修の実施及び情報提供を行う。 引き続き、研修の場を通じてストーカー被害に対する適切な支援について、周知する。
				⑤	地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な窓口の設置を促進するよう要請するとともに、研修等により、ストーカー被害を含めた犯罪被害者等施策に関する必要な情報提供を行う。	警察庁	○長官官房教養厚生課 犯罪被害者等施策担当参事官室	i 地方公共団体における総合的対応窓口については、平成31年4月以降、全ての地方公共団体に整備されている。 ii 犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行うとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を地方公共団体に要請している。	引き続き、会議や研修等を通じ、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行うとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
1 被害者等からの相談対応の充実	(1) 被害者等からの相談窓口の充実	(6)	⑥ 被害者等の心の健康に関する相談については、精神保健福祉センターにおける適かつ効果的な支援を推進する。	厚生労働省	○社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	i	精神保健福祉センターにおいて、心の健康についての相談に応じており、面接相談や電話相談を行っているほか、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導などを行っている。	引き続き、精神保健福祉センターにおいて、被害者等の心の健康に関する相談を行う。	
							○人権擁護局調査救済課	法務省の人権擁護機関では、法務局、地方法務局等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(全国共通ナビダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット・人権相談受付窓口)等で行っている。また、女性の人権ホットライン等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を見延長するとともに、土曜日・日曜日も開設するなど、さまざまな人権問題に悩む方々からの電話相談に応じている。	
		(7)	法務省の人権擁護機関では、ストーカー事案を含めた女性の人権問題についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、女性が気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、これらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知する広報活動の一層の充実を図るなど、社会的要請にも適切に応じた相談・調査・救済処理の実施に係る施策を推進する。	法務省	○人権擁護局調査救済課	ii	法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット(法務局による相談・救済制度のご案内)を配布し、調査救済制度等の周知を図っている。	引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査・救済処理の実施に係る施策を推進する。	
		(8)	「被害者ホットライン」等において、ストーカー被害に関する相談に対し、被害者等の状況、要望等に応じて、適かつ効果的な支援を行うとともに、研修やマニュアル等により支援の充実を図る。	法務省	○刑事局総務課	i	被害者支援員を全国の地方検察庁に配置し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等の紹介等を行っているほか、被害相談や事件に関する問合せのための専用電話として全国の地方検察庁等に設けられた「被害者ホットライン」の連絡先を法務省ホームページに掲載して周知している。	引き続き実施する。	
		(9)	日本司法支援センター(法テラス)において、ストーカー事案の被害者に対し、資力を問わず再被害の防止に関して必要な法律相談を実施する。また、関係機関・団体と連携を図りつつ的確な情報収集及び提供等被害者等の支援を実施するとともに、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携の下、研修やマニュアル等により、被害者等への支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を目指す。	法務省	○大臣官房司法法制部	i	日本司法支援センター(法テラス)は、関係機関・団体と連携・協力し、全国各地の相談窓口等の情報を収集した上、コールセンターや地方事務所において、犯罪被害者等(ストーカー事案の被害者を含む。)に対し、その相談内容に応じた適切な相談窓口や法制度に関する情報を提供している。また、必要に応じ、DV等被害者法律相談援助により、ストーカー事案の被害者に対し弁護士による法律相談を実施している。 これらの実施に関して、犯罪被害者等(ストーカー事案の被害者を含む。)や関係機関・団体から意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げ、サービスの質の向上に努めている。	引き続き、適切な運用に努める。	
		(10)	学校において、教職員が子供の変化に気づき、相談しやすい環境を整え、交友・交際に関する相談の結果を踏まえて適切な機関と連携しながら早期に対応できるよう、研修等の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの配置拡充など学校における相談体制の充実に努める。	文部科学省	○初等中等教育局児童生徒課	i	令和3年6月に教職員支援機構において地方公共団体の教育相談指導者を対象とした犯罪被害者に関する内容を含む教育相談の研修を実施した。	引き続き、教職員等を対象とした教育相談に係る研修を実施する。	
		(11)	内閣府作成「ストーカー被害者支援マニュアル」を活用するなど、地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。	内閣府	○男女共同参画局男女間暴力対策課	i	前回のフォローアップ取りまとめ以降継続して、地方公共団体における被害者等に対する相談対応を推進するため、「官官・官民連携促進事業」により、自治体の相談員等に対して、研修を行っている。	引き続き、スクールカウンセラーの配置充実に努める。	

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
						内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i 「官官・官民連携促進事業」における研修において、関係機関協議会の活用を含む関係機関との連携協力を推進するほか、令和2年度から、官民連携の下で、配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等に対して、都道府県等を通じて、交付金を交付している。	引き続き実施する。
						警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i 令和3年8月、各都道府県警察に発出した「人身安全関連事業への対応上の留意事項について(通達)」等に基づき、民間の自主的な組織活動を含めた関係機関等との連携体制を確保している。	引き続き、被害の予防・拡大防止のための関係機関との連携を推進する。
						○長官官房教養厚生課 犯罪被害者支援室	ii 被害者支援連絡協議会等の既存のネットワークを活用した関係機関の連携、協力を推進している。	引き続き、被害の予防・拡大防止のための関係機関との連携を推進する。	
						総務省	○自治行政局住民制度課	i 住民基本台帳におけるDV、ストーカー等の被害者の保護のための支援措置については、個別の事案に鑑し必要に応じて助言を行うとともに、会議等での周知や総務省ウェブサイト等での情報発信等を行っている。	引き続き、機会を捉えて助言・情報提供を行う。
						法務省	○民事局民事第一課	i 平成27年3月、各法務局・地方法務局に対し「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」と題する事務連絡を発出し、従来、住所地等の市区町村に提出された申入書について、管轄法務局を経由して本籍地の市区町村に送付していたところ、被害者情報の保護手続がより迅速に行われることを目的として、市区町村間で直接申入書を送付して差し支えないこととし、この旨市区町村長に周知するよう依頼している。	引き続き、適切な運用に努める。
						文部科学省	○総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課	i 関係機関に対し、ストーカー総合対策に関する周知を実施し、今後、関係機関との連携、協力を推進するべく、依頼した。	引き続き、関係機関との連携、協力を推進する。
						厚生労働省	○子ども家庭局家庭福祉課	i 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」及び平成28年3月に策定した「婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査報告書」において、被害者支援における関係機関との連携の重要性について盛り込み、周知を図っている。	引き続き、「婦人相談所ガイドライン」や「婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査報告書」を活用し、連携の重要性について周知する。
				②	ストーカー対策における関係機関の取組及び連携について、第4次計画に基づき推進する。	内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)に基づき、「官官・官民連携促進事業」における研修を通じて関係機関の取組及び連携を促進した。第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日)に、「ストーカー事案への対策の推進」という項目を立て、ストーカー対策における関係機関の取組及び連携について盛り込んだ。	引き続き、第5次男女共同参画基本計画に基づき、取組を推進する。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
		(1)	被害者情報の提供禁止に係る周知		法第6条の内容について関係者への周知を図る。  【法第6条】 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対して、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。	内閣府 警察庁	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○生活安全局人身安全・少年課	i i	前回のフォローアップ取りまとめ以降継続して、「官官・官民連携促進事業」において、自治体の相談員等に対して、被害者等の安全確保を最優先として対応するよう、伝えている。  令和3年8月、各都道府県警察に発出した「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」において、関係者への周知を図っている。	引き続き、研修を実施する。  引き続き、法第6条の内容について関係者への周知を図る。
		①			警察及び検察において、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、事案に応じ、捜査段階では、逮捕状の請求に際しての被疑事实の要旨の記載に当たり、再被害防止への配慮の必要性等に応じて被害者の氏名や住所の表記方法に配慮し、公判段階では、弁護人に証拠書類を開示する際に被害者特定事項が被告人に知られないようにすることを求めるなど、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報の保護に配慮し、適切な対応に努める。	警察庁 法務省	○刑事局企画課 ○刑事局捜査第一課 ○生活安全局人身安全・少年課 ○刑事局刑事課	i ii i	平成31年3月、各都道府県警察に発出した「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」に基づき、再被害防止に万全を期すよう指示している。  ストーカー事案等の人身安全関連事案の取扱いに際し、被害者等に関する個人情報の保護を徹底するよう指示している。  検察当局においては、ストーカー事案を含む犯罪被害者の保護を図るため、事案に応じ、捜査段階においては、被疑者に知られていない被害者特定事項についての秘密保持に配慮し、公判段階においては、刑事訴訟法第299条の3に基づき、弁護人に証拠書類を開示する際に被害者特定事項が被告人に知られないようにすることを求めたり、同法第290条の2に基づき、裁判所に被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定を求めたりして、適切な対応に努めている。	引き続き、被害者等に関する情報の保護に配慮する。  ストーカー規制法の一部改正の趣旨を踏まえ、今後も引き続き被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、適切に対応するよう努める。
		②			婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口において、ストーカー事案の被害者等に係る開示請求や加害者からの問い合わせへの対応について、被害者等に係る情報の保護に十分配慮しつつ、的確な対応を行う。	内閣府 厚生労働省	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○子ども家庭局家庭福祉課		前回のフォローアップ取りまとめ以降継続して、「官官・官民連携促進事業」において、自治体の相談員等に対して、ストーカー事案における加害者対応についての講義を行っている。  (再掲:1-(1)-(4)-内-ii)男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会において、ストーカー行為等、女性に対する暴力に関する対策についての情報提供を行っている。  平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」において、DVやストーカー等の加害者対策として、所在地に関する情報管理、利用者に関する外部からの照会への対応等のセキュリティ対策を充分に行うよう明記している。	引き続き、研修の実施及び情報提供を行う。  引き続き、「婦人相談所ガイドライン」を周知する。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
					③ 市区町村における「ダメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ダメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	総務省	○自治行政局住民制度課	i	(再掲: 1-(2)-①-総)住民基本台帳におけるDV、ストーカー等の被害者の保護のための支援措置については、個別の事案に応じて助言を行うとともに、会議等での周知や総務省ウェブサイト等での情報発信等を行っている。	引き続き、機会を捉えて助言・情報提供を行う。
						○自治行政局選挙部選挙課選挙課	ii	従来より、加害者から支援対象者が記載されている選挙人名の抄本の閲覧の申出があった場合には拒否すること等を通知してきたところ、平成29年には、加害者以外の第三者から選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があつた場合であつても、当該申出に係る選挙人が支援対象であるときは、閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認め、閲覧を拒否できること等を通知し、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の一層の厳格な取扱いについて周知徹底を図っている。	引き続き周知する。	
						法務省	○民事局民事第一課	i	(再掲: 1-(2)-①-法)平成27年3月、各法務局・地方法務局に対し「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」と題する事務連絡を発出し、従来、住所地等の市区町村に提出された申入書について、管轄法務局を経由して本籍地の市区町村に送付していたところ、被害者情報の保護手続がより迅速に行われることを目的として、市区町村間で直接申入書を送付して差し支えないこととし、この旨市区町村長に周知するよう依頼している。	引き続き、適切な運用に努める。
				④	運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	国土交通省	○自動車局自動車情報課 ○自動車局整備課	i	運輸支局等に対して、毎年実施している全国担当課長会議や、業務担当者への研修や軽自動車検査協会において実施している研修等において、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等ははもちろんのこと、地元の警察署等、ストーカー等に係る相談窓口との連携を指導している。	引き続き、担当課長会議や、業務担当者への研修において、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等について指導する。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
2	被害者情報の保護の徹底	(2)	職務関係者による被害者の秘密の保持及び個人情報の管理	⑤	法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」、「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があつた場合における措置」及び「DV加害者等に対してDV被害者等に係る登記事項証明書を交付しないこと及び登記申請書等の閲覧を拒否することを求める申出があつた場合における取扱い(成年後見登記事務に係るもの)」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	法務省	○民事局民事第一課 ○民事局民事第二課 ○民事局商事課	i  ii  iii	平成30年3月、各法務局・地方法務局に対し「DV加害者等に対してDV被害者等に係る登記事項証明書を交付しないこと及び登記申請書等の閲覧を拒否することを求める申出があつた場合におけるDV被害者等に係る登記事項証明書が交付されること及び登記申請書等が閲覧されることを防止するための措置について」と題する事務連絡を発出し、DV被害者等に係る登記事項証明書の発行をDV加害者等に対して抑止する際、係長以上の職員が措置を講ずること等を定めることにより、より厳格な運用を図ることとした。  平成27年3月、各法務局・地方法務局に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて(通知)」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について(通知)」を発出し、被害者情報の更なる保護を図ることとした。  なお、令和3年の民法・不動産登記法の一部改正において、登記官は、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準する程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合には、登記事項証明書等にその住所に代わる事項を記録することとされ、これまでの運用上の取扱いをより合理的なものと改め、法制上の措置とすることとされた(不動産登記法第119条6項)。	引き続き、適切な運用に努める。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況		今後の予定		
					<p>(6) 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」について、警察署、婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口で該支援等の必要性の確認ができると当該相談窓口に徹底するとともに、その迅速な対応の徹底を図る。</p>	内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i	前回のフォローアップ取りまとめ以降継続して、「官官・官民連携促進事業」において、自治体の相談員等に対し、住民基本台帳閲覧制限に係る支援について説明している。			引き続き、研修の実施及び情報提供を行う。
						内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	ii	(再掲: 1-(1)-(4)-内一 ii )男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会において、ストーカー行為等、女性に対する暴力に関する対策についての情報提供を行っている。			
						警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i	令和3年8月、各都道府県警察に発出した「配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報保護のための支援措置の運用について(通達)」に基づき、支援措置に係る適切な対応を図っている。			引き続き、支援措置に係る適切な対応を図る。
						厚生労働省	○子ども家庭局家庭福祉課	i	平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」や平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援指針」において、ストーカー行為の被害者に対して、住民基本台帳の閲覧制限等、安全確保のための情報提供を行うよう明記している。			引き続き、「婦人相談所ガイドライン」や「婦人相談員相談・支援指針」を周知する。
						総務省	○自治行政局住民制度課	i	DV、ストーカー等の被害者の保護のための支援措置については、個別の事案に応じて助言を行うとともに、会議等での周知や総務省ウェブサイト等での情報発信等を行っている。			各相談窓口への支援措置制度の周知徹底は、一義的には当該相談窓口を所管する府省において行われるものであり、制度を所管する総務省としては、必要に応じて対応する。
						国土交通省	○自動車局自動車情報課 ○自動車局整備課	i	運輸支局等に対して、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」については、毎年実施している全国担当課長会議や、業務担当者への研修において犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等はもちろんのこと、地元の警察署等、ストーカー等に係る相談窓口との連携を指導している。			引き続き、担当課長会議や、業務担当者への研修において、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等について指導する。
		(7)			選挙人名簿の閲覧等については、個人情報保護により一層配慮し、不当な目的による閲覧等の防止を強化するための措置について検討を行う。	総務省	○自治行政局選挙部選挙課選挙課	i	平成18年6月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律により、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど、市区町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否することとするなど、個人情報保護に配慮した制度へと見直しを行っており、その厳格な取扱いについて、周知徹底を図っている。			引き続き周知する。
		(8)			個人情報を管理する手続のうち、保険、年金、税務、児童手当、郵便の転居届等、その利用の仕方によっては被害者等の住所等が加害者に伝わる可能性があるものについて、被害者等を保護する観点から、加害者等に住所が知られることがないようにする対応の徹底を図る。	厚生労働省	○保険局保険課 ○保険局国民健康保険課	i	令和3年5月、医療保険者に対し発出した保険課長通知又は国民健康保険課長通知において、被害者等に係る情報の保護について適切に対応するよう周知している。			左記の周知徹底に努める。
						総務省	○情報流通行政局郵政行政部郵便課	i	郵便の転居届の情報については、日本郵便において社内の規程等に基づき、第三者に情報が漏出することがないよう、社員への研修等を通じて徹底した取組を図っている。			引き続き、社員への研修等を通じて、徹底した取組を図る。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
				⑨	被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所が知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○生活安全局人身安全・少年課 ○大臣官房秘書課 政策立案・情報管理室 ○大臣官房総務課 ○総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 ○子ども家庭局家庭福祉課	i i i i i	前回のフォローアップ取りまとめ以降継続して、「官官・官民連携促進事業」において、自治体の相談員等に対して、被害者等の安全確保を最優先として対応するよう、伝えている。 令和4年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費(約5百万円)を措置し、リーフレットを作成予定である。 被害者情報の保護の重要性について省内で共有し、その適切な運用を図っている。 各都道府県教育委員会等に対し、内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」の公開について、令和4年4月28日に周知している。 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」において、DVやストーカー等の加害者対策として、所在地に関する情報管理、利用者に関する外部からの照会への対応について充分に行うよう明記している。	引き続き、研修を実施する。 引き続き、リーフレット等の作成により、被害者等の安全確保のための広報啓発を推進する。 引き続き、適切な運用に努める。 引き続き、関係機関に対し、研修の開催について周知する。 引き続き、「婦人相談所ガイドライン」を周知する。
	(1)		一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進	① ②	婦人相談所において、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適切かつ効果的な一時保護を実施する。 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助し、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組を促進する。	厚生労働省 警察庁	○子ども家庭局家庭福祉課 ○生活安全局人身安全・少年課	i i	婦人相談所では、必要に応じて、被害者本人に対して、心理療法担当職員等による心理的ケアを行っている。 緊急時についても適切に一時保護ができるよう、平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」や平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援方針」により周知を図った。 令和4年度において、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の被害者の一時避難等に係る宿泊費(約27百万円)を措置している。	引き続き、必要に応じて、心理的ケアを行うとともに、通知に基づく周知を行う。 引き続き、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組を促進する。
3 被害者等の適切な避難等に	(2)		長期的避難のための支援措置の実施	①	婦人保護施設においては、一時保護後のストーカー被害女性に対して、退所後の自立支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な支援を行うとともに、婦人相談所、男女共同参画センター等においては、被害者等に対し、適切な機関と連携し、住宅、就業等の情報提供などの支援を行う。また、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行う。	内閣府 警察庁 厚生労働省	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○長官官房教養厚生課犯罪被害者等施策担当参事官室 ○子ども家庭局家庭福祉課	i ii i ii i ii	「官官・官民連携促進事業」において、自治体の相談員等に対して、ストーカー対策についての講義を行っている。 (再掲: 1-(1)-(4)-内-i)男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会において、ストーカー行為等、女性に対する暴力に関する対策についての情報提供を行っている。 (再掲: 1-(1)-(5)-長-i)地方公共団体における総合的対応窓口については、平成31年4月以降、全ての地方公共団体に整備されている。 犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。 婦人保護施設では、施設入所者(ストーカー被害女性を含む)に対し、必要に応じて生活支援や心理的支援、就労支援を実施して、自立に向けた中長期的な支援を実施している。 平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」では、利用者が自立して生活するために住宅、就業等に関する情報提供や助言、連絡調整を行うことを明記している。	引き続き、研修の実施及び情報提供を行う。 引き続き、会議や研修等を通じ、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行う。 引き続き、支援事業を実施するとともに、「婦人相談所ガイドライン」を周知していく。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
	係る支援の推進			②	被害者等に対する公的賃貸住宅への優先入居等について、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、その推進が図られるよう取組を行う。	国土交通省	○住宅局住宅総合整備課	i 令和3年5月、6月及び令和4年2月の公営住宅担当者会議等において、都道府県・政令市等に対し、被害者等については、その住宅に困窮する実情に応じて、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行うことができるなど、周知を行った。  ii 国土交通省のHPにおいて、公営住宅の優先入居制度について紹介するとともに、法務省のHPもリンク付けしており、被害者等の方々へ情報提供を行っている。	引き続き、被害者等については、その住宅に困窮する実情に応じて、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行うことができる等、担当者会議等の場で周知を行っていく。
(3)	経済面からの被害者支援方策の実施			①	日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助業務や日弁連委託業務の活用によって、資力に乏しい被害者に対し、加害者への損害賠償請求や離婚訴訟といった民事訴訟、加害者側との交渉及びシェルターへの保護等の弁護士活動に係る弁護士費用につき、立替援助する等、その負担軽減を図る。	法務省	○大臣官房司法法制部	i 日本司法支援センター(法テラス)では、資力の乏しい者について、無料法律相談の実施や、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行うという民事法律扶助業務や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。ストーカー事業の被害者に対しても、資力が乏しい場合、この民事法律扶助制度等により、加害者を相手方とする損害賠償請求等を行う際の弁護士費用等の立替援助を行っており、経済的負担の軽減を図っている。	引き続き、適切な運用に努める。
				②	ストーカー被害の防止及び被害者支援に関して地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税等による財政措置を適切に講じていく。	内閣府 総務省	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○自治財政局調整課	i ストーカー行為等の防止及び被害者支援に関して、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税により措置している。  i 令和4年度においては、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を講じることとしている。	引き続き、地方交付税を含め、財政措置を適切に講じる。  引き続き、地方交付税による財政措置を適切に講じてまいりたい。
(1)	調査研究の推進			①	法第10条に基づく調査研究を推進する。  【法第10条】 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方策、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。	内閣府 警察庁 厚生労働省	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○生活安全局人身安全・少年課 ○子ども家庭局家庭福祉課	i 令和3年度に実施した配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業において、試行実施に協力した加害者プログラム実施団体では、参加者に対して、自身が配偶者に対して行っているストーカー行為等を含む言動が、DVに当たること、配偶者ではなく参加者にストーカー行為等を含む言動の責任があることを自覚させ、自身を変えることで再発を防ぐためのグループワークを経験させたなどした。  i 令和4年度において、ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究に係る経費(約12百万円)を措置し、執行予定である。  i 平成29年度警察庁にて実施した「多機関連携によるストーカー対策のための取組に関する調査研究」に協力した。	令和4年度に予定している試行実施を経て、本格実施ができるよう、調査研究を進める。  調査研究に係る経費を適正に執行し、結果を施策の検討に活用する。  引き続き、必要に応じて警察庁の調査研究に協力する。
				②	配偶者に対する暴力加害者への更生プログラムについては、被害者を減らす手段の一つであることから、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査を実施する。	内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i 令和3年度において、配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業を実施して、地方公共団体で活用可能な「試行のための留意事項」を令和4年5月に策定した。	令和5年春頃までに、「本格実施のための留意事項(仮称)」を策定予定。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
(2)	被害実態の把握のための取組の推進				<p>法第11条第1号に基づく実態把握を推進する。</p> <p>【法第11条第1号】 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ストーカー行為等の実態の把握</li> <li>二 人材の養成及び資質の向上</li> <li>三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発</li> <li>四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援</li> </ul>	内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i	令和2年度において、「男女間における暴力に関する調査」を実施し、「特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験」について調査した。	引き続き、定期的(3年に1度)に調査を実施する。
						警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i	ストーカー行為等の実態把握のため、「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」において、ストーカー事案の相談等状況、ストーカー規制法に基づく行政措置等の推移を示す図表を公表した。	引き続き、ストーカー行為等の実態の把握を行う。
						法務省	○法務総合研究所 研究部	i	ストーカー事案の実態把握のため、令和3年版犯罪白書において、ストーカー規制法による警告等の件数の推移、ストーカー事案の検挙件数の推移を示す図表を公表した。	引き続き、犯罪白書を中心にストーカー事案の実態把握を継続する。
						文部科学省	○初等中等教育局 児童生徒課	i	児童生徒及び保護者からの相談や教職員への助言等を行うため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS等を活用した相談体制の整備を行っている。	引き続き、教育相談体制の充実に努める。
						厚生労働省	○子ども家庭局家庭福祉課	i	婦人保護事業に関する都道府県からの事業報告において、ストーカー被害を主訴とした来所相談件数や一時保護件数等を把握している。	引き続き、事業報告による実態把握に努める。
	①				<p>ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、良好な人間関係の育み方や対応方法が身に付くよう、自分や相手のこと大切にすること、安易に個人情報を知らせないこと、相談先があることを伝えるなどにより、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</p>	内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i	内閣府のウェブサイトにおいて、女性の人権ホットラインや警察などの相談窓口をはじめとした予防啓発のための情報を掲載している。	引き続き、情報掲載を行う。
						文部科学省	<p>○初等中等教育局 学校デジタル化PT ○初等中等教育局 児童生徒課</p>	i	学習指導要領解説総則編において、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動や情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動などを通じて、他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもたせるなどの情報モラルを児童生徒に確実に身に付けさせようとしている。	引き続き、小・中・高等学校等における人権教育の推進、小・中・高等学校等における情報モラルの育成に努める。
								ii	(再掲:4-(2)-文)児童生徒及び保護者からの相談や教職員への助言等を行うため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS等を活用した相談体制の整備を行っている。	引き続き、教育相談体制の充実に努める。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況		今後の予定
4 調査研究、広報啓発活動等の推進	(3) 教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進	(2)	② 非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。			警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i	(再掲2-(2)-⑨-警)令和4年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動に係る経費(約5百万円)を措置し、リーフレット等を作成予定である。	
								ii	警察庁ウェブサイトに、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第45号)の概要等を掲載し、改正内容の周知・啓発を図っている。	
								iii	令和3年6月、各都道府県警察に発出した「令和3年度『青少年の非行・被害防止全国強調月間』への協力について」において、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進するよう指示している。	
								iv	令和3年10月、各都道府県警察に発出した「令和3年度『子供・若者育成支援推進強調月間』における各種取組の推進について」において、ストーカー対策の各種取組を推進するよう指示している。	
		(3)	③ ストーカー事案やいわゆる「リベンジポルノ」事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思ぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進する。			総務省	○情報流通行政局 情報流通振興課 ○総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課	i	通信関係団体等と連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした子供のインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座を全国で開催(e-ネットキャラバン) 令和3年度は、2,559件の講座を実施。	
								i	学習集指導要領において、情報モラルを含む情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、教科等横断的に育成することとしている。	
		(4)	④ ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進する。		内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i	「官官・官民連携促進事業」で公開しているオンライン研修サイトにおいて、教育関係者等の理解を促進している。		
							i	独立行政法人教職員支援機構において、各教育委員会の指導主事や教職員等を対象に情報モラルの指導の在り方についての研修等を行っている。		
					文部科学省	○初等中等教育局 学校デジタル化PT ○総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課	ii	教職員等を対象とした教育相談指導者養成研修等を実施している。		
							ii	教職員等を対象とした教育相談指導者養成研修等を実施している。		

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
(4)	広報活動等を通じた知識の普及及び啓発の推進	①	関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知する。			内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i   内閣府のウェブサイトにおいて、女性の人権ホットラインや警察などの相談窓口をはじめとした予防啓発のための情報を掲載している。	引き続き、情報掲載を行う。
						警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i   (再掲2-(2)-(9)-警)令和4年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動に係る経費(約5百万円)を措置し、相談窓口の所在等を記載したリーフレット等を作成予定である。	引き続き、リーフレット等の作成により、相談窓口の所在等の周知を推進する。
						法務省	○刑事局総務課	i   被害相談や事件に関する問合せのための専用電話として全国の地方検察庁等に設けられた「被害者ホットライン」の連絡先を法務省ホームページに掲載して周知しているほか、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にも、同連絡先を記載して周知している。	引き続き実施する。
						厚生労働省	○子ども家庭局家庭福祉課	i   都道府県が、婦人保護事業とその活動状況に関する啓発活動等を行う「婦人保護啓発活動事業」を通して、婦人相談所が、ストーカー被害者の相談窓口の一つであることを周知している。	引き続き、事業を実施する。
						内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i   内閣府のウェブサイトにおいて、女性の人権ホットラインや警察などの相談窓口をはじめとした予防啓発のための情報を掲載している。	引き続き、情報掲載を行う。
		②	内閣府のウェブサイトにおける被害者支援情報の掲載、警察庁におけるリーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供するなど、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図る。			内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i   (再掲2-(2)-(9)-警)令和4年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動に係る経費(約5百万円)を措置し、リーフレット等を作成予定である。	引き続き、リーフレット等の作成により、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図る。
						警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i   (再掲2-(2)-(9)-警)令和4年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動に係る経費(約5百万円)を措置し、リーフレット等を作成予定である。	引き続き、リーフレット等の作成により、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図る。
						法務省	○刑事局総務課	i   法務省では、犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁及び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。	引き続き実施する。
						厚生労働省	○子ども家庭局家庭福祉課	i   厚生労働省では、都道府県に対し、婦人保護事業とその活動状況に関する啓発活動等を行いう「婦人保護啓発活動事業」を通して、ストーカー行為等の具体的な内容や身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法などについて周知を行うよう依頼している。	引き続き、事業を通じて周知を図る。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定	
				③	多様な機会を通じ、ストーカーの被害者にも加害者にもならない広報啓発が重要であることに留意しつつ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進する。	内閣府 警察庁	○男女共同参画局 男女間暴力対策課 ○生活安全局人身安全・少年課	i i ii	「女性に対する暴力をなくす運動」において、ストーカー行為を含む、女性に対する暴力防止のため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を行っている。 (再掲2-(2)-⑨-警)令和4年度において、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動に係る経費(約5百万円)を措置し、リーフレット等を作成予定である。 (再掲4-(3)-②-警 ii )警察庁ウェブサイトに、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第45号)の概要等を掲載し、改正内容の周知・啓発を図っている。	引き続き、情報掲載を行う。 引き続き、リーフレット等の作成により、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進する。
				④	法務省の人権擁護機関において、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等、積極的な啓発活動に努める。	法務省	○人権擁護局人権啓発課	i	法務省の人権擁護機関において、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等の啓発活動を実施している。	引き続き、各種啓発活動を実施する。
				⑤	関係省庁、PTAの全国組織等の間で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について周知を図る。	文部科学省	○総合教育政策局地域学習推進課	i	令和3年度に開催されたPTAの総会において、全国のPTA団体に対し、啓発リーフレットにより、若年層の性暴力被害予防の必要性等について、周知を実施した。	引き続き、関係組織等と連携した周知活動に努める。
5	加害者対策の推進			①	個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、矯正施設、保護観察所、医療機関等が適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛けを行う。	警察庁 法務省	○生活安全局人身安全・少年課 ○保護局観察課	i i	令和4年度において、ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ(地域精神科医療との連携)に係る経費(約12百万円)を措置している。 令和3年1月から、保護観察対象者に対する類型別処遇に新たに「ストーカー類型」を設け、必要に応じて関係機関とも連携をしながら、問題性等に焦点を当てた処遇を実施している。	引き続き、ストーカー加害者の更生のための関係機関等との連携を図る。 引き続き、ストーカー事犯者に対する処遇の充実・強化を推進する。
				②	保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じる。	警察庁 法務省	○生活安全局人身安全・少年課 ○刑事局刑事企画課 ○刑事局捜査第一課 ○保護局観察課	i i	令和4年3月、各都道府県警察に発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について(通達)」に基づき、保護観察所との情報共有を推進している。 平成28年5月、全国の保護観察所長に対し、法務省保護局長通達「ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」及び同局観察課長通知「ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」の運用について」を発出し、ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者について、保護観察所と警察の緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を講じている。	引き続き、保護観察所との連携を図る。 引き続き、警察との情報連携を通じて、適切な措置を講じる。

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
6 支援等を図るための措置				③	警察官が地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進する。	警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i (再掲5-①-警)令和4年度において、ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ(地域精神科医療との連携)に係る経費(約12百万円)を措置している。	引き続き、地域精神科医等との連携を推進する。
					④ 受刑者及び少年院在院者に対しては、引き続き、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及びその充実に努める。	法務省	○矯正局成人矯正課 ○矯正局少年矯正課	i 受刑者及び少年院在院者に対しては、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカー行為につながる問題性を考慮した必要な指導を実施した。	引き続き、受刑者及び少年院在院者に対しては、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカー行為につながる問題性を考慮した必要な指導を実施する。
					法第11条第2号及び第12条に基づき、ストーカー行為等の防止及び被害者の保護に資するための人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。  【法第11条】 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 一 ストーカー行為等の実態の把握 二 人材の養成及び資質の向上 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援  【法第12条】 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	内閣府	○男女共同参画局 男女間暴力対策課	i 相談員の相談能力向上に向けた研修を実施する、「官官・官民連携促進事業」についての予算を確保している。	引き続き、研修を実施する。
							ii (再掲3-(3)-②) ストーカー行為等の防止及び被害者支援に関する、地方公共団体が実施した、民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税により措置している。	引き続き、地方交付税を含め、財政措置を適切に講じる。	
					警察庁	○生活安全局人身安全・少年課	i (再掲1-(1)-②-警 i )令和4年度において、ストーカー担当者の研修に係る経費(約6百万円)を措置している。	引き続き、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。	
							ii (再掲3-(1)-②-警)令和4年度において、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の被害者の一時避難等に係る宿泊費(約27百万円)を措置している。		
							iii 令和4年度において、ストーカー行為特定用被害者車両搭載カメラに係る経費(約15百万円)を措置している。		
							iv 令和4年度において、ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの整備に係る経費(約2百万円)を措置している。		
				総務省	○自治財政局調整課	i (再掲3-(3)-②) 令和4年度においては、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を講じることとしている。	引き続き、地方交付税による財政措置を適切に講じてまいりたい。		
						i 日本司法支援センター(法テラス)は、犯罪被害者等(ストーカー事案の被害者を含む。)や関係機関・団体から意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるほか、職員に対し、二次的被害の防止のための研修を実施し、養成及び資質の向上や体制の整備に努めている。	引き続き、適切な運用に努める。		
				文部科学省	○初等中等教育局 児童生徒課	i (再掲:1-(1)-⑩-文-i)令和4年度予算において、スクールカウンセラーの配置等に係る経費(約56億円)を措置している。	引き続き、スクールカウンセラーの配置充実に努める。		
				厚生労働省	○子ども家庭局家庭福祉課	i 令和4年度予算においてストーカー行為等の被害者保護や支援のための経費を措置している。(婦人保護事業費6億円、児童虐待・DV対策等総合支援事業212億円)	引き続き、事業を実施する。		
					○自動車局自動車情報課 ○自動車局整備課	i 運輸支局等に対して、毎年実施している全国担当課長会議や、業務担当者への研修や軽自動車検査協会において実施している研修等において、担当者の育成等を図っている。	引き続き、担当課長会議や、業務担当者への研修において、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等について指導する。		

番号	大項目	番号	中項目	番号	施策	府省庁	担当部署	実施状況	今後の予定
						国土交通省	○住宅局住宅総合整備課	ii (再掲:3-(2)-②-国-i)令和3年5月、6月及び令和4年2月に開催の公営住宅担当者会議等において、都道府県・政令市等に対し、被害者等については、その住宅に困窮する実情に応じて、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行うことができるなど、周知を行った。	引き続き、被害者等については、その住宅に困窮する実情に応じて、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行うことができる等、担当者会議等の場で周知を行っていく。